

(案)

福祉のまちづくりの新たなステージに向けて

～すべての人が、安全、安心、快適に暮らし訪れることができるまちづくり～

は じ め に

東京都は、高齢者や障害者を含めたすべての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまちを実現することを目標として、平成 7 年に東京都福祉のまちづくり条例を制定した。その後、鉄道駅のエレベーター、エスカレーターの設置やノンステップバスの導入促進、すべての人の社会参加という視点から車いす使用者や子ども連れにも対応できる「だれでもトイレ」の整備等のさまざまな取組を積極的に推進してきた。

平成 15 年 8 月には、第 4 期東京都福祉のまちづくり推進協議会が『21 世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について」を意見具申し、その中で提言されたユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりをハード、ソフトの両面から展開している。

しかし、本格的な少子高齢社会の到来など、福祉のまちづくりを取巻く環境は目まぐるしく変化している。

「障害者自立支援法」が平成 18 年 4 月から施行され、また、同年 12 月には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行された。

さらに、平成 18 年 12 月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」に、日本は、平成 19 年 9 月に署名し、障害者の基本的人権を保障することを目指して、条約の批准に向けた取組を進めていくことになっている。

こうした社会環境の変化を踏まえ、第 6 期東京都福祉のまちづくり推進協議会においては、東京都福祉のまちづくり条例の改正に向け、東京都の福祉のまちづくり施策の現状と課題を整理し、東京都福祉のまちづくり条例が目指すべき方向性について、多角的な視点からとりまとめた。

今後、東京都が、平成 18 年 12 月に発表した「10 年後の東京」の実現に向け、区市町村、事業者、都民と一体となって福祉のまちづくりを推進するために、ユニバーサルデザインの考え方に立った新たな役割を東京都福祉のまちづくり条例が担うことを期待して、ここに最終報告をまとめ、提言を行うものである。

目 次

はじめに	1
第1章 これまでの東京都における福祉のまちづくり	
1 東京都福祉のまちづくり条例の制定	2
2 東京都福祉のまちづくり推進協議会の審議経過	2
(1) 21世紀の福祉のまちづくりビジョン	
(2) 生活者の視点に立ったトイレ整備	
3 福祉のまちづくりの推進策	4
(1) 建築物等のバリアフリー化の推進	
(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進	
(3) 地域における移動手段の確保	
(4) 面的整備の推進	
4 国等の動き	6
(1) 障害者自立支援法の制定	
(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定	
(3) 障害者の権利に関する条約	
(4) 国際生活機能分類（ICF）の考え方	
第2章 21世紀における福祉のまちづくりの課題	
1 東京都を取り巻く状況の変化	10
(1) これからの東京都の人口動向	
(2) 増加する外国人居住者及び観光客	
2 福祉のまちづくりを進めるための課題	13
(1) 福祉のまちづくりの対象	
(2) 住宅のバリアフリー化	
(3) 建築物のバリアフリー化	
(4) 交通のバリアフリー化	
(5) 情報のバリアフリー化	
(6) 安全、安心なまちづくり	

- (7) 都民や事業者の意識の醸成
- (8) バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例との関係

第3章 ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの推進

- 1 生活者の視点に立ったバリアフリー化の推進 …………… 2 4
 - (1) 小規模建築物、既存建築物のバリアフリー化の促進
 - (2) 店舗等内部のバリアフリー化の促進
 - (3) 快適な移動を支える面的な整備
- 2 すべての人の生活への支援 …………… 2 7
 - (1) 住宅のバリアフリー化の促進
 - (2) 子どもと子育て家庭を支援する取組の強化
 - (3) 高齢者や障害者等の就労支援の促進
- 3 安全、安心に暮らせる地域社会の体制整備 …………… 3 0
 - (1) 日常における事故やけがなどの防止策
 - (2) 災害への備え
- 4 すべての人が東京の魅力を楽しめるまちづくりの推進 …………… 3 2
 - (1) わかりやすく、入手しやすい情報システム
 - (2) 交通機関の利用の円滑化と移動支援システム
 - (3) すべての人が楽しめる文化施設等の整備促進

第4章 福祉のまちづくりを進めるための基盤づくり

- 1 福祉のまちづくりを効果的に進める仕組みの確立 …………… 3 5
 - (1) スパイラルアップの仕組みづくり
 - (2) 都民の参画意識の醸成とアドバイザーの派遣
 - (3) 事業者の自主的な取組を促す奨励策の強化
- 2 高齢者や障害者等を含めた人々の多様性への理解促進 …………… 3 7
 - (1) 高齢者や障害者等への理解促進
 - (2) 外国人をはじめとする、すべての訪問者への対応
- 3 東京都、区市町村、事業者、都民の責務と役割 …………… 3 9
 - (1) 東京都の責務
 - (2) 事業者の責務

- (3) 都民及び地域社会の役割
- (4) 区市町村の責務
- (5) 東京都、区市町村、事業者、都民の連携と協働

第5章 東京都福祉のまちづくり条例改正の方向性

1 福祉のまちづくりの基本的考え方	4 2
2 福祉のまちづくりの今後の役割	4 3
(1) 小規模建築物、既存建築物等のバリアフリー化の推進	
(2) 地域における住民参加等による福祉のまちづくりの推進	
(3) 福祉のまちづくりの総合的、計画的な推進	
3 条例改正に向けた今後の検討課題	4 4
おわりに	4 6

第1章 これまでの東京都における福祉のまちづくり

1 東京都福祉のまちづくり条例の制定

- 東京都は、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例を制定し、前文で「福祉のまちづくりの目標は、そこで生活するすべての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまち東京の実現である」として、目指すべき方向を宣言した。
- 東京都福祉のまちづくり条例では、高齢者や障害者等が施設を円滑に利用できるようにするため、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場にそれぞれ整備基準を具体的に定めた。
- 平成12年には、子育て支援環境の充実を図るため、新たに子育て支援環境設備（ベビーチェア、ベビーベッド等）の整備項目への追加や共同住宅を整備対象施設に入れるなど、条例及び規則の改正を行った。

2 東京都福祉のまちづくり推進協議会の審議経過

- 東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、東京都の福祉のまちづくりの具体的な推進策を調査・審議する知事の諮問機関として東京都福祉のまちづくり条例第25条に基づき、都民、事業者、学識経験者等により構成し、平成7年8月に設置された。

平成15年8月に第4期推進協議会は、今後の東京都の福祉のまちづくりについて、意見具申「『21世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について」の中で課題を整理し、その方向性を示した。

以下、本章においては、主にその意見具申以降の東京都における福祉のまちづくりの取組や関係する動きについて整理した。

（1）21世紀の福祉のまちづくりビジョン

- 平成15年8月、第4期推進協議会による意見具申「『21世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について」の中で、高齢者や障害者等に対するさまざまなバリアを取り除くというそれまでのバリアフリーの視点を広げた「ユニバーサルデザ

インの推奨」を掲げ、今後はユニバーサルデザイン(*1)の考え方に立った福祉のまちづくりを進めていくことの重要性を述べた。

- それを踏まえ、平成 16 年 7 月、第 5 期推進協議会による意見具申「ユニバーサルデザインの推進について（中間のまとめ）」では、ユニバーサルデザインの基本的考え方を示すとともに、まちづくり、ものづくり等関係する分野全般における取組の方向性を示した。
- こうした取組を推進するため、事業者や都民等に対するユニバーサルデザイン推進の手引書となるよう、建築物と移動円滑化の情報提供に焦点をあてた「ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりの推進に向けて - ユニバーサルデザインガイドラインの提案 - 」を平成 17 年 8 月に最終報告として示した。
- 「建築物のユニバーサルデザインガイドライン」では、ユニバーサルデザインの考え方に立った施設整備のあり方について都独自の 5 つの視点を提案し、整備内容の評価の考え方についても示している。また、「移動円滑化のための情報提供のユニバーサルデザインガイドライン」では、移動の連続性の確保を重視し、自宅から目的地に至る一連の行動を場面ごとに設定して望ましい情報提供のあり方を示した。
- この 2 つのガイドラインをもとに、平成 18 年 1 月に、東京都ではパンフレット「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン」を作成し、区市町村、事業者、都民への普及啓発を図っている。

（２）生活者の視点に立ったトイレ整備

- 第 6 期推進協議会では、高齢者や障害者を含めたすべての人が社会参加するための核となるトイレ環境の整備が重要であるとして審議を行い、平成 18 年 7 月、「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 - とうきょうトイレ、その方向性 - 」を意見具申した。
- そこでは、トイレの整備内容に止まらず、地域におけるトイレの適正配置やトイ

*1 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたっている。

れ全体を多機能化する場合の望ましいあり方、快適性の保持など、「生活者の視点に立った東京におけるトイレ」(以下「とうきょうトイレ」という。)のあり方についての方向性と、都、区市町村、事業者と都民が協働して整備促進に取り組んでいくための方策を示した。

- この提言を受け東京都では、区市町村が主体となって、事業者、都民と協働してトイレの面的整備を行う「とうきょうトイレ整備事業」を平成 19 年度から開始し、江東区、大田区、葛飾区、八王子市、昭島市、日野市の 6 区市 8 地区において「とうきょうトイレ」の実現に取り組んでいる。

3 福祉のまちづくりの推進策

(1) 建築物等のバリアフリー化の推進

- 東京都は、東京都福祉のまちづくり条例や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(以下「建築物バリアフリー条例」という。)(^{*2})に基づく取組を促進するため、都庁内部の各部局が連携して事業を実施し、建築物のバリアフリー化を進めている。
- 都市整備局では、バリアフリーの望ましい整備事例を紹介した「わかりやすい！！バリアフリーの手引き」及び小規模建築物や既存建築物のバリアフリー化についてハード整備だけでなく、それを補うソフト面の対応について紹介した「身近なバリアフリーハンドブック」を平成 17 年 3 月に作成し、事業者や都民への普及啓発を図っている。
- 財務局では、「都立建築物のユニバーサルデザインガイドライン」を平成 19 年 3 月に作成し、都立建築物がユニバーサルデザイン導入の先導的役割を果たすことができるよう、計画から事後評価までの手法を 6 つの段階に分け、建築物の設計においてユニバーサルデザインを取り入れる際の指針とした。
- 産業労働局では、宿泊施設のバリアフリー化を推進するため、コンサルティング事業と改修工事について整備費用の助成を行う「宿泊施設バリアフリー化支援事業」を平成 14 年度から実施している。また、商店街に対しては、「だれでもトイレ」

^{*2} 平成 16 年 7 月に施行された「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(以下「ハートビル条例」という。)を平成 18 年 12 月、名称変更した。

(*3) 及び授乳やおむつ替え等子育て支援環境について整備費用の助成を行う「特定施策推進型商店街事業」を平成 18 年度から実施している。

- このほか、区市町村においても福祉のまちづくりに関する条例を制定し、建築物等のバリアフリー化を推進している。(*4)
- 東京都の関係団体の取組としては、財団法人東京都道路整備保全公社が、ユニバーサルデザインの考え方に立った駐車場の整備や運用に関するガイドラインを平成 19 年 2 月に作成した。ガイドラインでは、駐車場の整備だけでなく、障害者用駐車スペースの望ましい利用方法についての普及啓発や持続的な改善を行うための評価方法等を示している。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 都内の鉄道駅について、エレベーターやエスカレーターの設置、だれでもトイレの整備などに補助を行い、バリアフリー化を進めている。
- また、段差の低いノンステップバス車両について、民営バス事業者に対し購入費用の一部補助を平成 8 年度より実施し、整備を促進している。平成 18 年度末までに 2,170 両を整備した。都営バスにおいても平成 18 年度末までに 970 両整備している。

(3) 地域における移動手段の確保

- 東京都は、コミュニティバスや福祉有償運送等による移動支援システムについて、区市町村に対し、調査から導入までの初期費用を補助すること等で、地域における移動手段の確保を促進している。
- また、福祉タクシーについて、タクシー事業者に対し車両購入費の補助を行い、平成 12 年度から 16 年度までにリフト付タクシーを 238 台、平成 17 年度から 18 年度までに回転シート付タクシーを 64 台整備した。
- さらに、平成 18 年度には福祉タクシーの予約や配車を行う「東京福祉タクシー

*3 「だれでもトイレ」：東京都における、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれもが円滑に利用することのできる便房（個室）の呼称。

*4 平成 19 年 12 月現在、1 区 5 市で条例を制定している。

総合配車センター」の開設費用について補助を行い、福祉タクシーを利用する移動制約者の利便性向上を図っている。

(4) 面的整備の推進

- 福祉保健局は、地域における住民参加型のバリアフリーを促進する「福祉のまちづくり地域支援事業」(平成10年度～16年度実施)を発展させ、平成16年度から18年度の3年間、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりに先駆的に取り組む区市町村を支援する「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業」を、江東区、世田谷区、板橋区、日野市の4地区で実施した。
- これは、区市町村が定める事業実施地区を東京都が指定し、事業者や住民と協働してバリアフリー化を面的に整備することで、住民が実感できる福祉のまちづくりを目指したものである。
- この事業の実施を通して、商店街の取組による地域のバリアフリー化、住民参加による視覚障害者や聴覚障害者にもわかりやすい案内表示の設置、ユビキタス技術(*5)を用いた情報提供、観光拠点のバリアフリー化などの取組を、他の区市町村に事業モデルとして示すことができた。
- また、平成19年度からは、このモデル事業の実績を踏まえ「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」を、豊島区、練馬区、葛飾区、八王子市、町田市、日野市の6地区で本格実施している。

4 国等の動き

(1) 障害者自立支援法の制定

- 「障害者自立支援法」は、身体障害者、知的障害者、精神障害者のサービス利用が一元化され、障害者の自立と共生の社会を実現することを目的とし、平成18年10月に全面施行された。
- この法律の制定趣旨の1つに、障害者の自立を掲げている。また、就労支援を抜本的に強化することがあげられており、今後、福祉就労にとどまらず、一般企業等

*5 ユビキタス技術：歩道や案内板等に埋め込まれた電子タグ等から情報を携帯端末に読み込み、必要な情報を入手できる。

への就労も拡大させることになっている。このため、障害者の地域での生活や就労など、自立に向けた環境整備がより一層求められることとなった。

- しかし、利用者への負担増や地域生活支援事業での自治体間の格差などについて、利用者をはじめとして各方面からさまざまな意見が寄せられ、課題が指摘されている。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定

- 国はこれまで、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という。)、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」という。))を施行し、バリアフリー施策を進めてきた。
- しかし、少子高齢化や国際化の急速な進展などの社会状況の変化を受けて、国は、平成17年7月には、ユニバーサルデザインの考え方に立ったバリアフリー施策を推進するための指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定した。これをもとに、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。))を平成18年6月に制定、同年12月に施行した。

バリアフリー新法における新たなポイント

対象者

- 「身体障害者」に限定せず、「知的障害者」「精神障害者」「発達障害者」を含むすべての「障害者」であることを明確にした。

対象施設

- ハートビル法及び交通バリアフリー法でバリアフリー化が進められてきた一定の建築物、公共交通機関に加え、道路、都市公園、路外駐車場、福祉タクシーが追加された。

重点整備地区基本構想について

- 区市町村が作成する基本構想では、バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを旅客施設を含まない地域(生活上利用する施設)についても重点整備を進められるようになった。
- 基本構想策定の際、住民参加による協議会制度が法定化された。また、住民側が区市町村に対し、基本構想の内容を具体的に提案できるための基本構想提案制度を創設した。

(3) 障害者の権利に関する条約

- 平成 18 年 12 月、第 61 回国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に、日本は平成 19 年 9 月 28 日（現地時間）署名をした。今後は条約の批准に向け、国内法の整備等の取組が急がれることになる。
- この条約では、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別の禁止、社会への参加等を一般原則と規定し、保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、促進するための措置を締約国がとること等を定めている。今後の福祉のまちづくりは「障害者の権利に関する条約」が規定している内容を踏まえて進めていかなければならない。

(4) 国際生活機能分類（ICF）の考え方

- 世界保健機関（以下「WHO」という。）は、障害に関する国際的な分類としてこれまで用いてきた国際障害分類（以下「ICIDH」という。）の改定版である、国際生活機能分類（以下「ICF」という。）を平成 13 年 5 月の第 54 回総会で採択した。日本語版は平成 14 年 8 月に厚生労働省が作成し、以後、日本において ICF の概念が普及してきた。
- これまでの ICIDH が身体機能の障害により社会的不利を分類するというマイナス面の考え方が中心であったのに対し、ICF は生活機能というプラス面から分類するように転換するとともに、環境因子等の観点を加えたものとなっている。
- 高齢者や障害者等とともに生活していく中で、ICF モデルの環境因子への働きかけが社会参加や活動などその人の生活に影響することを明らかにしている点からも、福祉のまちづくりを進める上でこの考え方は重要と言える。

国際生活機能分類（ICF）

ICFでは、生きることを「生活機能」として包括的に示し、

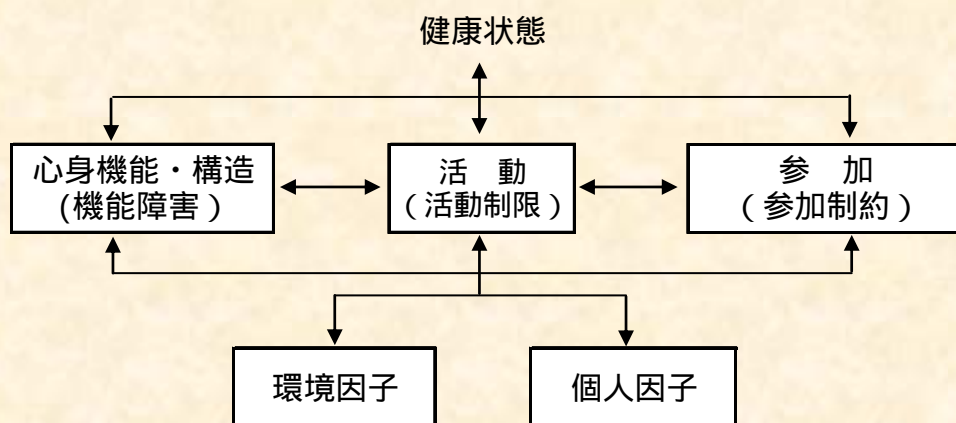
- ・「心身機能・構造」（生命レベル） 手足や精神、視覚・触覚などの機能と体
- ・「活動」（生活レベル） 日常生活、余暇活動など
- ・「参加」（人生レベル） 地域活動への参加、仕事などの社会参加

の3つのレベルに分類している。この生活機能がプラス面であるのに対し、マイナス面を「機能障害」「活動制限」「参加制約」の3つに分類している。

「健康状態」は生活機能にマイナスの影響を与えるものであり、病気やケガだけでなく、妊娠、高齢、ストレスなど広い範囲を指している。

生活機能に環境が大きく影響する要素として、「個人因子」（性別、年齢など）のほか特に重要としているのが「環境因子」（建築物、道路、交通機関、福祉用具など物的環境だけでなく、家族や介護者などの人的環境、社会の意識や態度、行政等のサービスなど非常に広いものとしてとらえている）である。

これらの要素は、図の矢印で示すように他のすべてと相互に影響し合うことにより、その人の状態を表すことができる。



「国際生活機能分類 - 国際障害分類改訂版 - 」（厚生労働省）より作成

ICFは、障害者との相互理解を深めるための基本的考え方を示すとともに、福祉・介護・リハビリテーションなど様々なサービスの計画や評価記録などに有効な手段として活用されている。

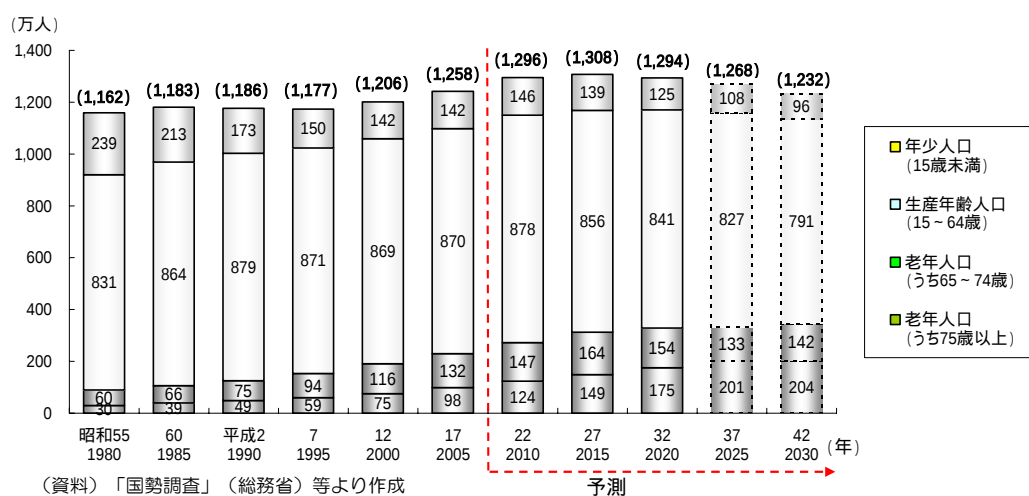
第2章 21世紀における福祉のまちづくりの課題

1 東京都を取り巻く状況の変化

(1) これからの東京都の人口動向

- 日本の人口は平成 17 年に戦後初めて減少局面を迎えた。しかし、東京都の近年の人口動向は増加傾向にあり平成 27 年頃までには 1,300 万人程度になると見込まれている。その要因は、死亡数が出生数を上回る「自然減」よりも、転入が転出を上回る「社会増」が大きい状態が続くためである。
- その中で、65 歳以上の高齢者は一貫して増加している。平成 27 年には約 313 万人、割合にして約 24%と都民の 4 人に 1 人は高齢者であり、そのうちの 50%弱は 75 歳以上の高齢者と見込まれており、高齢化が急速に進行している。

< 東京都の年齢階級別人口の推移 >



(資料) 「国勢調査」(総務省)等より作成
2010年以降は知事本局による予測
ただし、2025年以降は社会移動率が変わらないものとした参考推計
(備考) () 内は総人口。実績には年齢不詳があることや四捨五入により、内訳の合計値と一致しない場合がある。

出典: 「10年後の東京～東京が変わる～」(東京都知事本局)

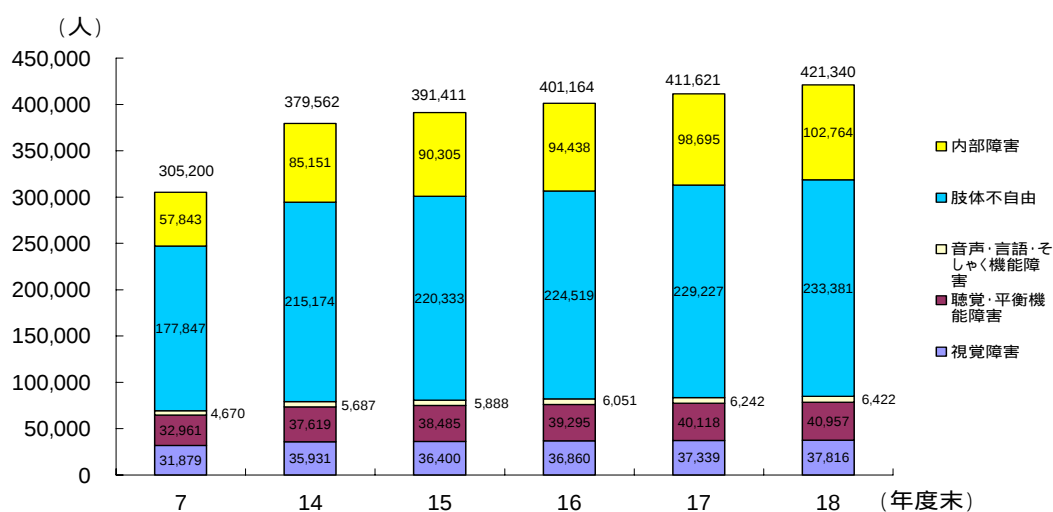
- 一方、東京都における平成 18 年の出生数は 101,671 人で、昭和 40 年代の第 2 次ベビーブーム時の半数以下となっている。また、合計特殊出生率(*6)は昭和 40

*6 合計特殊出生率: 女性の年齢別出生率を 15 歳から 49 歳にわたって合計した数値で、代表的な出生力の指標。その値が、女性がその年齢別出生率にしたがって子どもを産んだ場合、生涯に産む平均の子ども数に相当する。

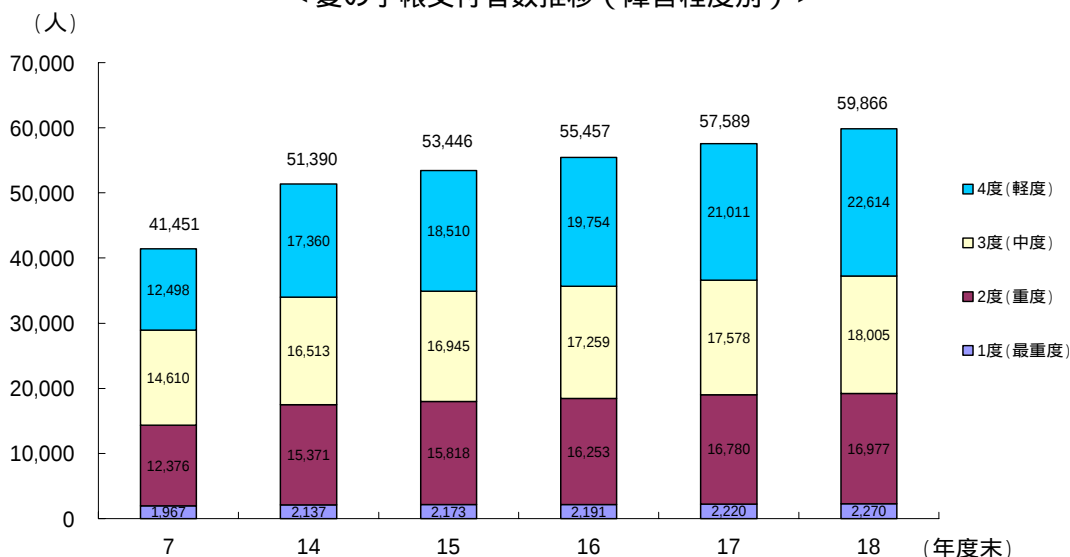
年以降ほぼ一貫して低下を続け、全国最低の 1.02 人（平成 18 年）となっており、依然として少子化の進行には歯止めがかかっていない。

- また、平成 18 年度末現在、東京都では身体障害者手帳の交付を受けている人が約 42 万人、愛の手帳（知的障害者・児を対象）の交付を受けている人が約 6 万人、精神障害者保健福祉手帳を所持している人が約 4 万人となっており、ここ数年の推移をみると、増加傾向にある。

< 身体障害者手帳交付者数推移（障害別） >

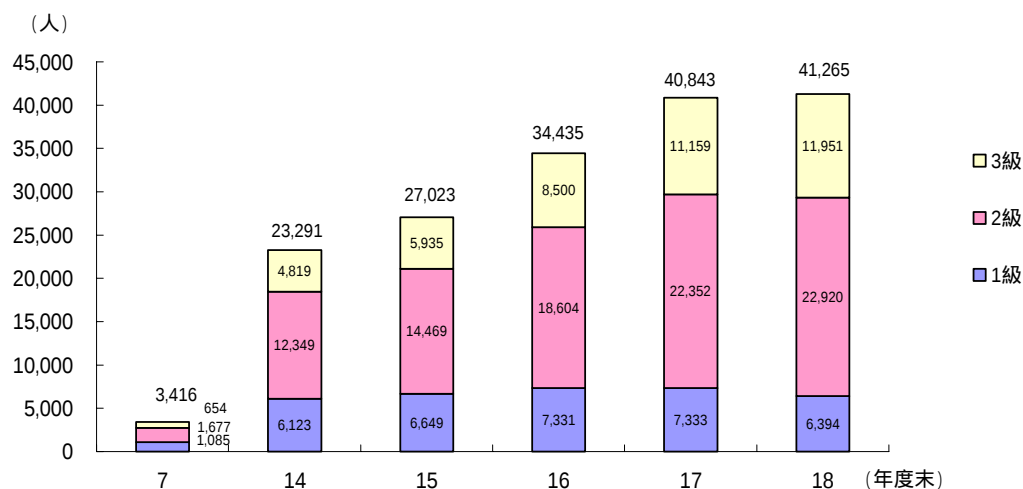


< 愛の手帳交付者数推移（障害程度別） >



資料：「福祉・衛生統計年報」（東京都福祉保健局）

< 精神障害者保健福祉手帳所持数推移（等級別） >



資料：中部総合精神保健福祉センター調べ

- このような人口動向の中で東京の活力を維持していくためにも、高齢者の多様な分野での社会参加の促進や人材の育成、障害者の地域での生活を支援していくための環境整備、母親が子育てしやすく仕事と両立できる子育て支援環境の整備などが今後一層求められる。

（２）増加する外国人居住者及び観光客

- 平成 19 年 1 月 1 日現在、東京都の外国人登録者数は 371,375 人で、人口の 2.9% を占めるに至っており、今後も外国人の増加が見込まれている。
- 生活文化スポーツ局が設置している地域国際化推進検討委員会は、平成 19 年 7 月「民間団体との連携・協働による外国人都民の社会参加の促進について」を答申した。その中で、「外国人都民を取巻く課題」として「コミュニケーション上の課題」「生活上の課題」「社会参加に関する課題」「地域社会の課題」を取り上げている。それによると、特に災害に関する情報、病気、事故の時に必要な情報や住居、就業に関する情報の提供、地域社会のコミュニケーションなど、使用する言語や文化、生活習慣などの違いが生活の多くの側面に影響を与えていることがうかがえる。東京に暮らす外国人、これから住もうとする外国人が長く住み続けられる環境の整備を視野に入れた福祉のまちづくりが求められる。

- 平成 18 年度東京都観光客数等実態調査結果(*7)によると、平成 18 年に東京を訪れた外国人旅行者は約 481 万人となり、前年比 7.1% 増となっている。また、国内旅行者についても約 4.2 億人(前年比 6.1% 増) となり、順調な伸びを見せている。今後、国際都市として発展していくためにも、東京を訪れる旅行者や東京に暮らす外国人にもわかりやすい多言語標記の案内板の設置など、きめ細かい対応が求められる。

2 福祉のまちづくりを進めるための課題

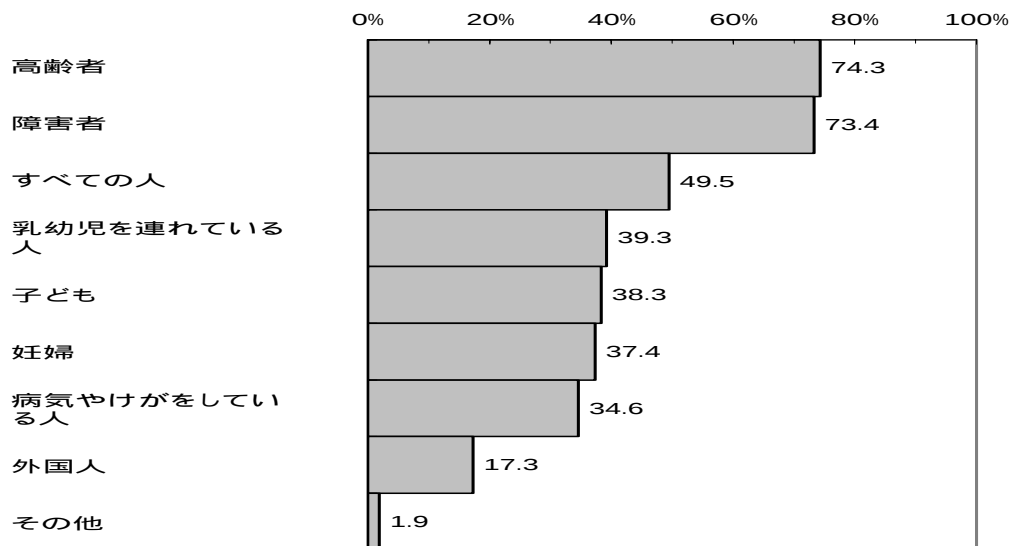
- これまでの東京都福祉のまちづくりにおいて生じてきている課題等を平成 19 年 8 月に実施した「福祉保健改革モニターアンケート」(以下「アンケート」という。)や「事業者」「障害者団体」への意見集約結果も踏まえて整理した。

(1) 福祉のまちづくりの対象

- 現在の東京都福祉のまちづくり条例では、「高齢者、障害者等」を対象として位置づけ、その内容を「高齢者で日常生活または社会生活に心身の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。」と定義し、高齢者や障害者に限定していない。
- しかし、アンケートによると福祉のまちづくりの対象範囲を「高齢者」「障害者」と連想する人がそれぞれ 70% 以上であった。「子ども(38.3%)」「外国人(17.3%)」「すべての人(49.5%)」等はいずれも半数を下回っており、福祉のまちづくりは依然として「高齢者」「障害者」を対象とした取組であると理解されている。
- また、福祉のまちづくりの取組としては特に「道路の段差の解消や歩道の整備」「駅のエレベーター・エスカレーターの整備」「建物内の通路・出入口の段差の解消」など、移動に困難を感じる人を対象としたバリアフリー整備が福祉のまちづくりであるという認識が持たれている。

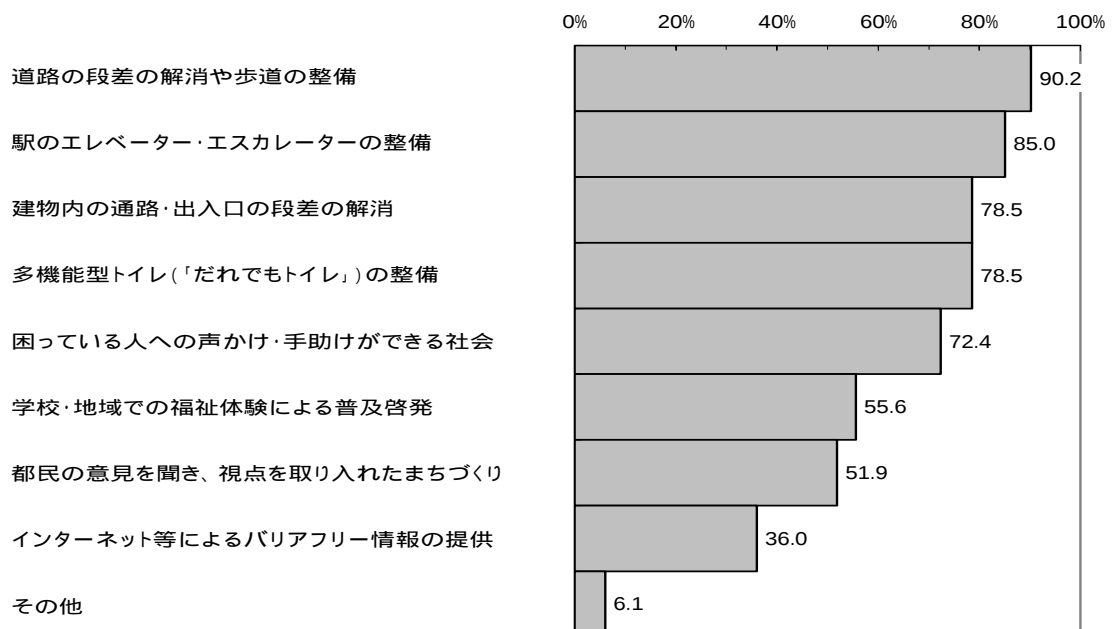
*7 産業労働局が「全国観光統計基準」(社団法人日本観光協会作成)に基づき、東京都の観光特性を加味して調査、推計した。

【福祉のまちづくりはどのような人のための取組だと連想しますか。(複数選択)】



資料：平成 19 年 8 月実施 「福祉保健改革モニターアンケート」
(東京都福祉保健局)

【福祉のまちづくりからどのようなこと(取組)を連想しますか。(複数選択)】



資料：平成 19 年 8 月実施 「福祉保健改革モニターアンケート」
(東京都福祉保健局)

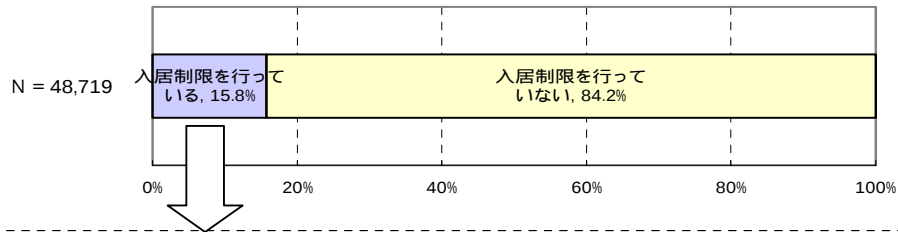
- しかし、例えば障害者が直面するバリアは物理的なものだけではなく、制度、文化・情報、意識の側面でもバリアは存在しており、これらは移動に困難のある障害者だけではなく、特に、知的障害者や精神障害者、発達障害者などにおいて顕著に現れる問題ともいえる。知的障害者の抱える困難、精神障害者がまちの中で感じる不安、発達障害のある子どもたちの社会の中での居づらさ、情報の正確な読み取りやコミュニケーションに困難を感じるなど、様々な障害を想定した施策を推進していく必要がある。しかし、これまでの福祉のまちづくりでは、こうした障害をもつ人が抱える課題やニーズは、必ずしも十分に明らかにされている状況ではない。
- また、重い荷物や子どもを抱いて階段を昇る場合や、妊娠時やけがで一時的に行動が制限されるときなど、多様な場合及び場面でその人にとってのバリアが生じたり、多くの人に便利と思われる施設や整備であっても、そこに不便を感じたりする人は必ず存在する。
- 今後、これらの課題やニーズを明らかにし、必要な方策の検討に取り組むことが求められている。

(2) 住宅のバリアフリー化

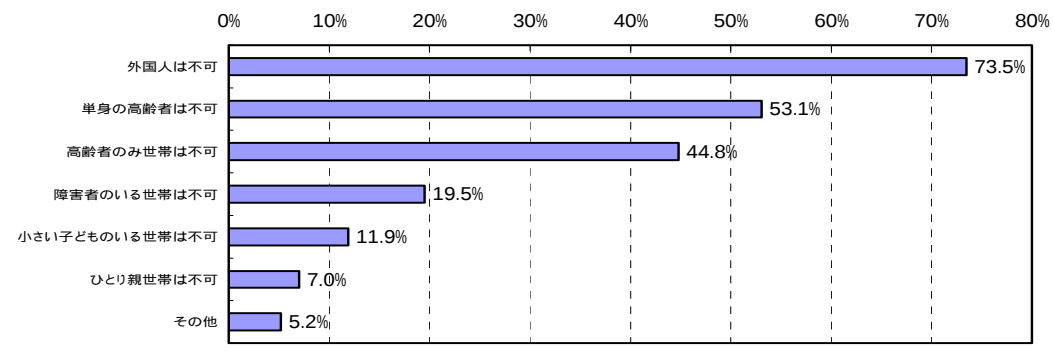
- 都市整備局は、平成 19 年 3 月に「東京都住宅マスタープラン」を策定し、都営住宅など公共住宅や民間賃貸住宅の供給、マンションの適正管理や修繕・改修の促進などに政策目標を示して取り組んでいる。また、高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数や高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率についても数値目標を掲げ、10 年後に向けて都民の居住の安定確保に努めている。
- その一方、民間賃貸住宅では、入居制限を行っている家主が全体の 15.8%、その対象として「外国人」(73.5%)、「単身高齢者」(53.1%)、「障害者のいる世帯」(19.5%)、「小さい子どものいる世帯」(11.9%) などといった課題があることに言及している。

< 民間賃貸住宅における入居者制限の状況 >

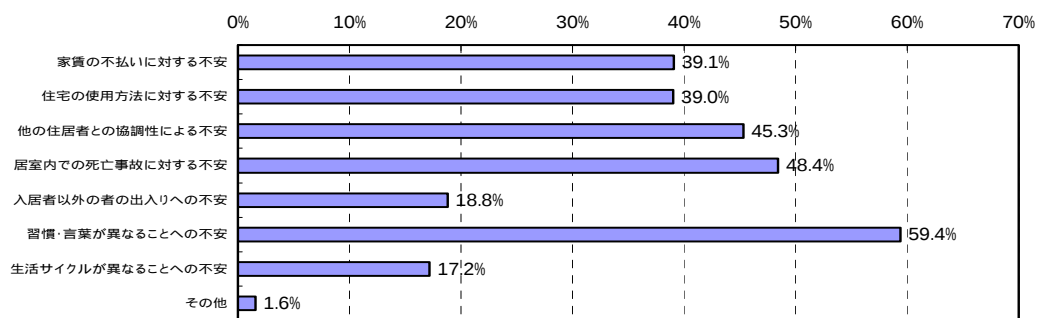
入居制限を行っている家主の割合



入居制限の対象 (母数7,680人 複数選択)



入居制限の理由 (有効回答64社、3つ選択)



(資料) (財)日本賃貸住宅管理協会調べ

(備考) 調査期間: 2006(平成18)年3月20日～4月3日
 調査対象: (財)日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員916社
 調査地域: 全国
 回収状況: 114社(家主48,719人) (回収率12.4%)

出典:「東京都住宅マスタープラン」(東京都都市整備局)

- 平成 15 年の「住宅・土地統計調査」(総務省)で都内の住宅におけるバリアフリー化の状況をみると、例えば、何らかのバリアフリー設備がある住宅が全体の 33.4%であるのに対し、61.5%の住宅ではバリアフリー設備がない。超高齢社会における安定した居住の確保に向け、こうした状況の改善も求められている。

<東京都における住宅のバリアフリー化の状況>

		住宅全体	一戸建	共同住宅
総数 (1)		5,434,100 (100.0%)	1,608,700 (100.0%)	3,697,600 (100.0%)
総数のうち何らかのバリアフリー設備がある (2)		1,812,600 (33.4%)	858,000 (53.3%)	900,800 (24.4%)
手 す り が あ る	玄関	5.1%	8.8%	3.3%
	トイレ	10.6%	17.1%	7.6%
	浴室	13.6%	20.8%	10.3%
	脱衣所	2.3%	3.5%	1.7%
	廊下	2.9%	5.3%	1.7%
	階段	14.5%	37.8%	4.0%
	居住室	1.5%	2.4%	1.0%
	その他	0.4%	0.7%	0.3%
	またぎやすい高さの浴槽	14.2%	25.8%	9.1%
	廊下などの幅が車いすで通行可能	10.9%	11.7%	10.6%
	段差のない屋内	13.0%	15.5%	11.9%
	道路から玄関まで車いすで通行可能	10.6%	7.9%	11.8%
総数のうちバリアフリー設備がない		3,339,400 (61.5%)	707,800 (44.0%)	2,571,100 (69.5%)

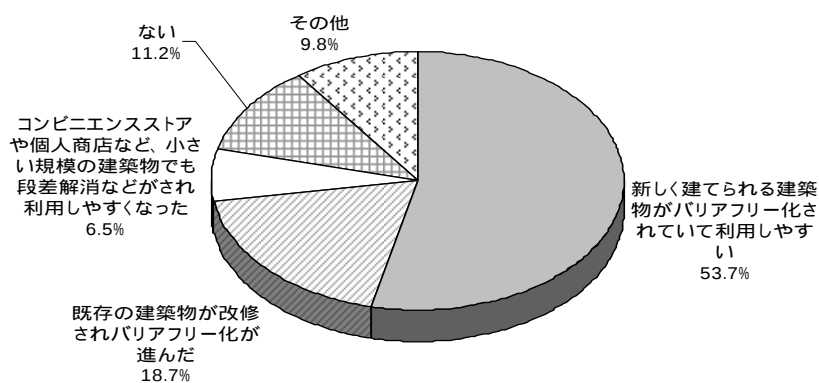
- 備考 1 総数には、バリアフリーの設備状況が「不詳」であるものも含む。
2 複数回答であるため、各項目の合計とは一致しない。

資料：「平成 15 年住宅・土地統計調査」(総務省)より作成

(3) 建築物のバリアフリー化

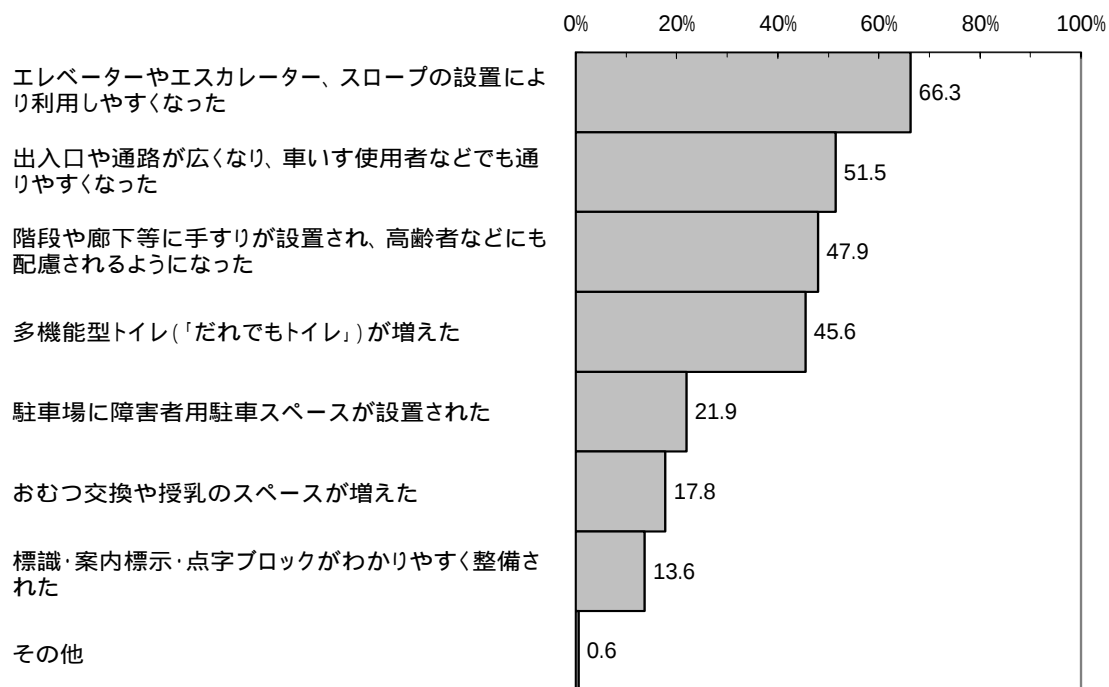
- アンケートでは、「新しく建てられる建築物」は、エレベーターやエスカレーター、スロープの設置によって利用しやすくなったという声が 53.7%と半数以上であった。しかし、「既存建築物」(18.7%)やコンビニエンスストア、個人商店等の「小規模建築物」(6.5%)については、少数にとどまり、取組が十分に進められていないと受けとめられている。このように、日常生活に直結する小規模建築物や既存建築物についての整備を今後一層進める必要がある。
- 現在の東京都福祉のまちづくり条例では、整備対象を不特定多数の人が利用する施設の入口までとしている。例えば、ビル内にある飲食店や物販店の店舗では、ビルの入口から廊下等を経てその店舗の入口まで段差解消などの整備を求めている。しかし、平成 19 年 8 月に実施した障害者団体からの意見集約(19 団体に実施)によれば、店舗内部に段差があり、車いす使用者がその店舗を実質的には利用できないという状況があり、すべての人が円滑に利用できる施設内部の整備が求められている。

【建築物について、ここ数年の間に改善されたり利用しやすくなったと感じるところを選んでください】



資料：平成 19 年 8 月実施 「福祉保健改革モニターアンケート」
(東京都福祉保健局)

【建築物について、具体的に改善したと感じるところはどこですか。(3 つ選択)】



資料：平成 19 年 8 月実施 「福祉保健改革モニターアンケート」
(東京都福祉保健局)

(障害者団体の意見集約より)

福祉のまちづくりが十分に進んでいないところについて

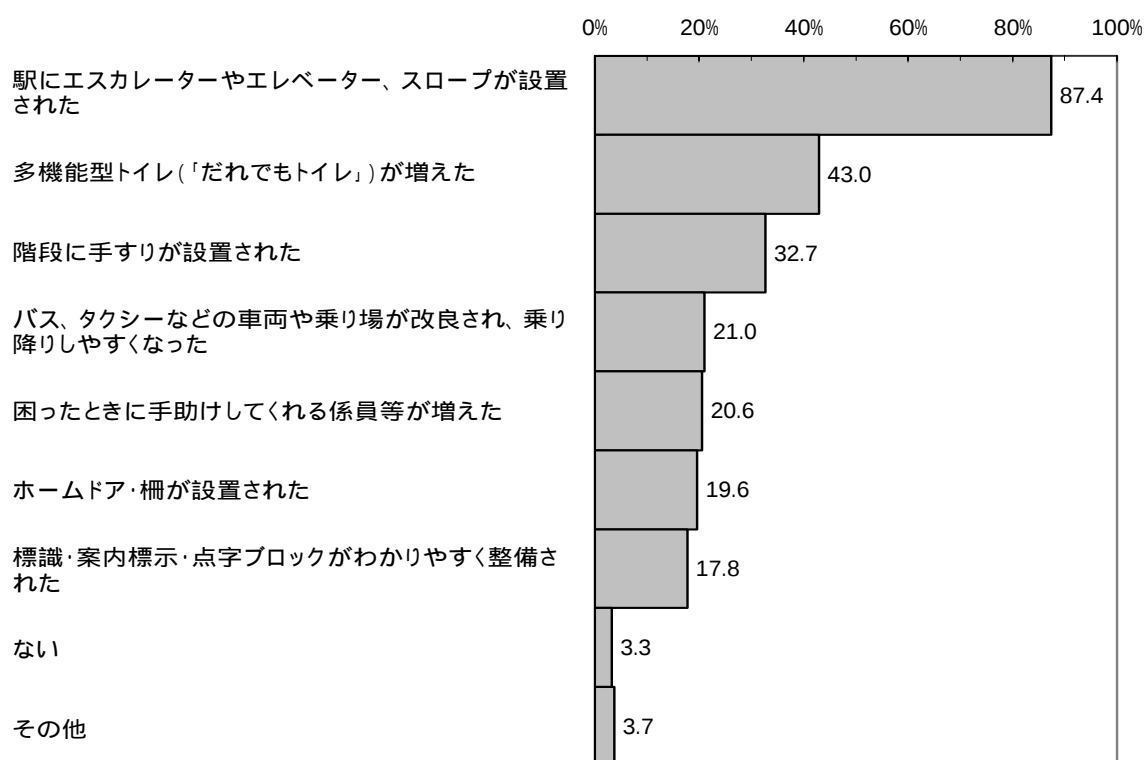
- 小規模建築物の出入口や店舗等の内部に段差等があって、買い物や食事ができない。
- 可動式ホーム柵、音声誘導装置、オストメイト対応トイレの設置が進んでいない。
- エレベーター、トイレ、障害者用駐車スペースの利用方法や放置自転車など、利用者のマナーが欠如している。
- 災害時への不安(避難方法、コミュニケーションなど)。

などが主に挙げられた。

(4) 交通のバリアフリー化

- 交通バリアフリー法やバリアフリー新法により、鉄道駅やその周辺の道路、施設などのバリアフリー化が進められてきた。アンケートにおいても、公共交通機関では 87.4%が「駅にエスカレーターやエレベーター、スロープが設置され利用しやすくなった」と回答している。

【公共交通機関について、ここ数年の間に改善されたり、利用しやすくなったと感じる場所はどこですか。(3つ選択)】



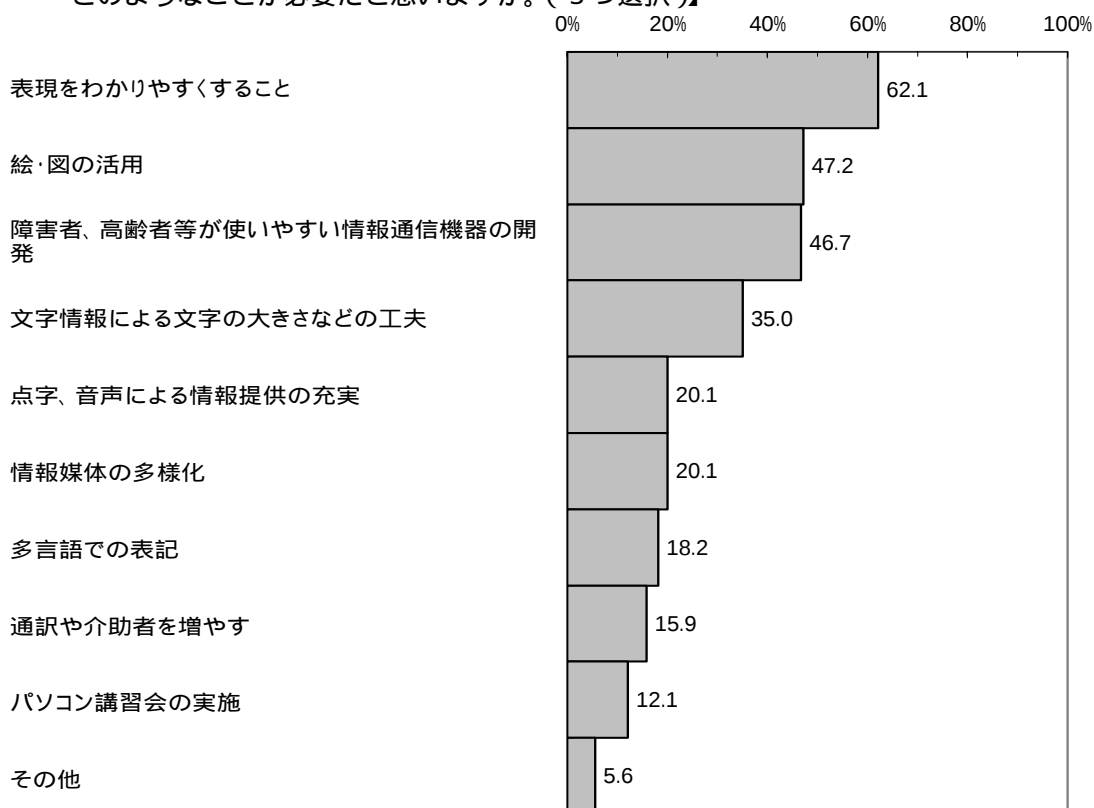
資料：平成 19 年 8 月実施 「福祉保健改革モニターアンケート」
(東京都福祉保健局)

- しかし、車いす使用者や要介護の状態にある高齢者及び障害者をはじめとする移動制約者にとって、家から駅などの交通拠点までの移動や日常生活の中で地域を移動するためには、バス、タクシーを含めた利用しやすい移動手段の確保が必要である。日常生活における利便性を高め、社会参加を支援していくためにも、地域特性や利用者の移動実態、交通手段の利用状況などを的確に把握し、地域生活に密着した移動支援システムを整備することが課題である。

(5) 情報のバリアフリー化

- 近年、情報化が進んでいる中で、インターネットや地上デジタル放送などが人々の生活にとって不可欠な社会基盤となることから、高齢者や障害者、外国人にとっても必要な機能を備えた使いやすい機器の開発が求められている。
- まちの中にある情報案内表示も、点字や音声案内、だれでも見やすい絵や図の活用、多言語表記などによる充実が求められている。
- また、災害時においてはだれもが十分な情報をより早く正確に得ることは難しい。とりわけ聴覚障害者や視覚障害者への災害発生直後の避難誘導や避難所生活での必要な情報提供などが求められている。
- こうした、情報バリアを有する人、情報を得にくい状況にある人への情報提供の取組が必要である。

【近年、情報化が進んでいる中で、高齢者や障害者、外国人等が必要な情報を得るには、どのようなことが必要だと思いますか。(3 つ選択)】



資料：平成 19 年 8 月実施 「福祉保健改革モニターアンケート」
(東京都福祉保健局)

(6) 安全、安心なまちづくり

- 大地震、台風などの災害対策は、東京都では「震災対策条例」「地域防災計画」等により進められている。福祉のまちづくりでは、特に、高齢者や障害者等の災害時要援護者に対する災害等への備えや生活を再建させるまでの支援などをこうした施策を通して推進していくことが重要である。
- 災害に強い施設整備を進めることも重要であるが、発災時の災害時要援護者の所在把握や避難支援体制、避難所の環境整備や医療体制の整備、復興期における住居確保や生活支援など、各段階により必要な体制づくりや支援が求められる。
- また、災害対策だけでなく、日常生活の中でも事故によるけがの防止や防犯など、高齢者や障害者、子どもが安全に安心して過ごせる取組が求められている。

(7) 都民や事業者の意識の醸成

- 福祉のまちづくりを進める上で、多様なニーズをいかに調整し、利用者の声をどのように反映していくかが、今後、ますます重要となってくる。そのためには、高齢者や障害者を含めた人々の多様性について、都民の意識の醸成を図っていかねなければならない。
- また、どんなに施設を整備しても、適切に維持管理されていなければ、利用者は快適に施設を利用することができない。施設の維持管理や点検等を定期的に行うとともに、施設を利用する際の従業員によるサポートの必要性などについて、事業者に対する普及啓発も必要である。
- さらに、施設を地域住民が管理、点検していく取組や「トイレの利用」や「障害者用駐車スペースへの駐車」など、施設の利用方法についてマナー意識の向上が求められている。

(8) バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例との関係

バリアフリー新法と東京都福祉のまちづくり条例

- 平成 18 年 12 月に施行されたバリアフリー新法では、これまで東京都福祉のまちづくり条例がバリアフリー化を進めてきた建築物、道路、公園、公共交通施

設、路外駐車場について、新設または改良時に移動円滑化基準への義務化が課されることになった。

- また、重点整備地区基本構想への住民参加や住民側からの提案が位置づけられるなど、ハード面、ソフト面での整備が一体的に進められることになっている。
- このことから、今後の東京都福祉のまちづくり条例は、バリアフリー新法に盛り込まれた視点や取組を念頭に置きながら、条例の役割や進めていくべき施策等について検討を行う必要がある。

建築物バリアフリー条例と東京都福祉のまちづくり条例

- 平成 15 年にハートビル法が改正されたことに伴い、平成 16 年 7 月、東京都はハートビル条例（現在の建築物バリアフリー条例）を施行した。それまで東京都福祉のまちづくり条例で届出を義務付け、整備基準への「適合努力義務」を課していた一定規模以上の建築物については、建築確認により整備基準の適合が義務化されることとなった。
- そのため、建築確認により整備基準の適合が求められる内容については、東京都福祉のまちづくり条例による届出をしたものとみなすこととし、両条例の関係整理を行ったが、実際に整備を行う設計担当者等事業者からは両条例の関連性がわかりづらく、届出事務を行う区市町村の窓口担当者からも建築主への指導助言が行いにくいという意見があり、さらなる関係整理が必要であると指摘されている。
- こうした課題を十分精査した上で、東京都福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例の届出対象施設や適用される整備基準などについて関係を整理し、事業者への情報提供や届出事務を行う区市町村への支援をしていくことが求められている。

第 1 章及び第 2 章では、東京都の福祉のまちづくりをめぐる動きや課題についてまとめた。これに対応していくために、第 3 章で東京都福祉のまちづくり条例の方向性を検討する上でのユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの推進、また、第 4 章では福祉のまちづくりを進めるための基盤づくりの考え方を整理し、今後の福祉のまちづくり施策の方向性を示した。

第3章 ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりの推進

1 生活者の視点に立ったバリアフリー化の推進

(1) 小規模建築物、既存建築物のバリアフリー化の促進

小規模建築物のバリアフリー化

- 民間の小規模建築物においては、東京都福祉のまちづくり条例では届出義務を課していない対象施設や建築物バリアフリー条例において適合義務を課していない対象施設もある。このため、日常生活の中で利用する物販店や飲食店等の小規模建築物においてバリアフリー化が不十分で、福祉のまちづくりの効果が住民の日常生活の隅々にまで浸透していない。住民が、普段のくらしの中で福祉のまちづくりの進展を実感するには、日常生活の中で利用する小規模の建築物のバリアフリー化を進め、利便性を高める必要がある。
- 今後は、バリアフリー新法や建築物バリアフリー条例と東京都福祉のまちづくり条例との関係を整理した上で、以下のような検討が必要である。
 - ・小規模建築物の実態を考慮した整備方法や最低限の整備を担保する方策の検討。
 - ・最低限の整備を行った上でさらに望ましい整備を促す誘導策の検討。

既存建築物のバリアフリー化の促進

- 既存建築物へのバリアフリー化の取組は遅れており、平成18年12月施行のバリアフリー新法では、それまで対象外であった特定の既存建築物についても、法に基づいて整備する努力義務を課すようになった。今後、その整備を促すために下記のような検討が必要である。
 - ・既存建築物での改修事例や工夫を盛り込んだ事例集、ガイドラインの充実等の普及啓発の強化と区市町村等に情報提供する仕組み等の検討。
 - ・小規模事業者への改修費用助成など、積極的にバリアフリー化を推進する事業者の取組を奨励する仕組みの検討。
- また、既存建築物では、施設を改修・整備するだけでなく、従業員等の人的な対応、サービス提供の工夫等によって施設利用を可能にすることも重要であり、

そのために東京都、区市町村は、店舗等を経営する事業者・従業員を対象とした研修プログラムを開発し、その実施を計画する必要がある。

（２）店舗等内部のバリアフリー化の促進

- 東京都福祉のまちづくり条例において、福祉のまちづくりを「高齢者、障害者等が円滑に施設、物品及びサービスを利用できるようにする。」と定義しているように、移動の円滑化を行うだけでなく、利用の保障まで行うことが、福祉のまちづくりの目指すところである。
- しかし、道路からの入口に段差がある商店、段差のある店舗内部、カウンターの座席しか用意されていない飲食店、商品棚の間の通路が狭い物品販売店などでは、車いす使用者が食事や買い物ができないことがある。ホールなどの集会施設でも、楽屋、講師控室等のバックヤード部分がバリアフリー化されていないために利用できないことがある。
- 今後、こうした店舗での飲食や買い物、施設利用などが容易にできるように、これまで入口までしか整備対象にしてこなかった店舗等について、内部のバリアフリー化を進めていく工夫が必要である。
- 特に、一定規模以上の新築建築物では、建築主は、建築物や店舗を予定するスペースの入口だけでなく、内部に段差を設けないように、設計の段階で計画する配慮が必要である。施設内部についても、施設規模などの状況に応じたバリアフリー化を求める東京都福祉のまちづくり条例の見直しが必要である。
- また、店舗等の内部にトイレを設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できるように、途中の経路も含めたトイレの整備を当初から計画することが必要である。
- 小規模の建築物では、席や商品棚の間隔を確保することはスペース上の制約が大きいが、飲食店であれば入口の近くに最低限１箇所は車いすで利用できる席を設けることや建築物全体あるいは商店街などの地域全体で共有のトイレを用意するなどの工夫が必要である。東京都では、平成 19 年度から福祉保健局が実施している「とうきょうトイレ整備事業」で、一定のエリア内での面的なトイレ環境整備を行う区市町村に対し補助している。また、産業労働局は「特定施策推進型商店街事業」として、トイレやサイン表示、子育て設備の設置など、ユニバーサルデザインに基づく施設の整備を補助する取組を行っている。これらの事業を利用することなどに

より、バリアフリー化を進める必要がある。

- また、既存の店舗や集会施設等においても、改修を待つことなく、仮設のスロープを活用することや従業員による人的対応などを店舗運営のマニュアルなどに定め、利用者に明らかにしていく必要がある。
- さらに、商店街におけるバリアフリーの取組が、個々の店舗内部のバリアフリー化と一体となって、つながりをもった面的な取組として進められることが重要である。
- 東京都は、店舗、集会施設等の内部のバリアフリー化のための整備方法や対応の工夫、利用できる制度などを、顧客、利用者の視点からガイドラインとしてまとめて区市町村に示すとともに、施設整備や店舗経営を行う事業者への周知を図るため、関係する事業者団体に対して積極的な取組を働きかけていく必要がある。

(3) 快適な移動を支える面的な整備

- 福祉のまちづくりは、施設単体に整備基準の適合を求めるだけでなく、地域全体の利便性や安全性を視野に入れた総合的な施設整備を行うことが求められる。それとともに、施設と最寄駅・バス停等とを連続して結ぶ移動経路の整備も含め、点から面への広がりのある整備を、地域の人々とも連携しながら推進していくことが必要である。
- バリアフリー新法において、区市町村は、高齢者や障害者等が生活上利用する施設を含む地区を重点整備地区として定め、地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関するバリアフリー基本構想を作成することができるようになった。区市町村は、地域のニーズや整備状況を把握しながら、それぞれの区域内にこの基本構想を策定して、わかりやすい情報の提供や緑化、防犯などの地域環境づくり、災害に備えた地域ネットワークづくりなど多角的な視点からバリアフリー化の取組を実行していくことが重要である。
- それにあたって、重点整備地区内には、建築物や道路、公園、交通機関、商店街などの施設が存在する。それぞれの施設管理者は国、東京都、区市町村、交通事業者やその他の民間事業者など多様であり、関係機関の連携が重要である。また、商店街や自治会、町内会等による地域の取組も必要である。こうした関係者が集まり、基本構想の立案から利用開始に至るまで、共に議論しながら、相互理解を深め、意

見を反映させていく仕組みづくりも大切なことである。

- これらの取組は、都市整備、建築、土木、産業振興、福祉、住民生活など、区市町村の関係部署が密接な連携を確保し、自治会等の住民組織や交通事業者、建設に関わる事業者、店舗・飲食店等を経営する事業者、国、都などとも連携して十分に検討を重ね、施策化していくことが必要である。
- 第6期推進協議会が平成18年7月に答申した「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 - とうきょうトイレ、その方向性 - 」では、トイレの面的な整備に向けた取組を提案しており、具体的にはまちの中に半径400～500mを目安にトイレを設置していくことで「都市レベルの適正配置」を進める考え方を示している。
- また、トイレ整備の視点として、個々のトイレで「利用者の視点」に立った望ましい整備を進めるとともに、1箇所のトイレスペースの中で、一人ひとりのトイレへのニーズへの対応を1つの便房に集中させるのではなく、分散して整備する「総合的な多機能化」を行うことも提言している。
- こうした東京都の取組についても地域の中で有機的に関係づけながら面的に整備していくことで、移動を一体的に支援していくことが必要である。
- 東京都は、区市町村の取組に対して補助を行っている「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」の効果を高めるため、「とうきょうトイレ」を含めた面的整備の考え方を示したガイドラインや整備事例集の作成等により、積極的に区市町村を支援しながら、快適な移動を支える面的な整備を促進していく必要がある。

2 すべての人の生活への支援

(1) 住宅のバリアフリー化の促進

- 住宅のバリアフリー化については、これから急速に進む高齢化に向け、住宅（持ち家及び借家に関係なくすべての住宅を指す）における住宅内部の整備を進めることが、社会基盤の整備のみならず、ライフスタイルに即した住宅整備を個々人が行うことへの支援にもつながる。
- 都市整備局では、住宅のバリアフリー化を進めるために「東京都住宅マスタープラン」を策定し、これを基本とした施策に取り組んでいるが、福祉のまちづくりの

視点からも施策を進める必要がある。

- 共同住宅の住戸や戸建て住宅の内部については、将来のバリアフリー化が容易に行えるような整備の必要性や望ましい施設整備の方法を「施設整備マニュアル」「ガイドライン」等で紹介することで、施設整備を行う事業者を支援していく必要がある。
- 加えて、高齢者や障害者等を含めた人々の多様性への理解促進、車いす使用者が改築をした場合の原状回復の考え方など、事業者が自ら実施しようとする動機づけになるような住宅整備の施策を検討する必要がある。
- バリアフリー化以外にも、自らの生活の状況にあった居住の確保について、高齢者や障害者等の入居制限を行わない民間賃貸住宅の供給を促進するため、バリアフリー化やあんしん入居制度の利用促進を家主への優遇融資により行っている。
- また、国は、平成 14 年度からは大規模公営住宅団地の建替えにおいて、保育所等の社会福祉施設等との併設が原則化されるなど、公営住宅における高齢者や障害者を含めたすべての人を対象とした居住機能の水準アップが図られており、都営住宅においては、改修、建替え時にバリアフリー化を推進している。
- さらに、子育て支援との関連で、複数の子どもを産み、育てるにも、現在は子ども部屋の数、広さの確保や通勤時間、育児施設などの環境が整った地域に確保できる住宅が少ないなどの状況があり、子育て世帯向けの住宅整備を進めているが、より一層の推進が必要である。
- 住宅のバリアフリー化、供給に関わる施策は、住宅、産業、労働、福祉など都庁内部の関係部局が連携し、住宅整備に対する補助や整備の考え方、工夫を積極的に事業者に示すなどの支援を行っていくことが重要である。

(2) 子どもと子育て家庭を支援する取組の強化

- 東京都は関係する部局で構成する「子育て応援戦略会議」を設置し、「働き方の見直しの推進」や「子育て支援サービスの改革」「子育てにやさしい環境づくり」について、社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取組をさらに強力に推進している。

- そこでは、ユニバーサルデザインの考え方に立って道路、駅、車両などをバリアフリー化することに加え、授乳、おむつ替えなどができるスペースの保育園、公園、公共施設、空き店舗などへの整備、子育て支援住宅ガイドラインの策定、事業所内やマンション等併設型の保育施設の設置や病児保育も含めた病後児保育事業の促進などが検討されている。
- また、福祉保健局では、区市町村が地域の実情に応じて行う子育て支援基盤の整備を支援するため「東京都子育て支援基盤整備包括補助事業」に取り組んでいる。
- 今後、東京都は、これらの取組を検証し、地域の子育て支援設備や子育てしやすい住宅などの環境整備をさらに充実させていく必要がある。
- 東京都福祉のまちづくり条例では、平成 12 年 10 月、施行規則の一部改正を行い、施設整備基準の整備項目に「子育て支援環境の整備」を追加した。具体的には、ベビーチェア、ベビーベッド、授乳及びおむつ替えの場所であるが、この整備を進め、子育て支援環境の一層の充実を図る必要がある。
- 一方で、子どもが安心して、楽しく、快適に毎日を過ごせる環境を整えるため、子どもの放課後の居場所づくりや学校等の安全対策、通学等における児童等の安全の確保など、子どもの視点から進めるまちづくりも欠かせないものであり、今後、子ども自身も安全、安心の福祉のまちづくりの対象として位置づけ、取組を強化、推進していく必要がある。
- また、子どもをめぐる事件や事故が多発する中で、子ども自身の危機回避能力の向上や防犯ブザーなどの機器の活用に加え、身近な地域の中で子どもを見守るまちづくりの推進も図る必要がある。

(3) 高齢者や障害者等の就労支援の促進

- 障害者自立支援法では、法律制定の趣旨の 1 つに、就労支援を抜本的に強化することがあげられている。東京都でも、平成 19 年度に改定した東京都障害者計画の中で、障害者が働くことができる社会の実現を施策目標に掲げ、企業等に障害者雇用への取組を促すとともに、福祉施設の利用者を一般就労へ円滑に移行させる事業に取り組むことにしており、これらの施策を支える環境整備を進める必要がある。
- 障害者に限らず、高齢者等も含めて、就労環境の物理的な未整備により就労を妨

げられている人の就労を支援するため、東京都は、就労スペースまでの通路及び出入口を整備対象に加え、届出義務を課すなどの方法で、すべての人にとって働きやすい職場環境を整備することを雇用主の責務として位置づけ、取組を促すことが重要である。

- なお、就労スペースの内部については、障害者雇用促進法等により雇用主と就労者で、その人の心身の状況や就労内容に必要な職場環境を話し合った上で整備することが、雇用主の責務として求められている。東京都や区市町村は、雇用主に対して高齢者や障害者等の雇用の促進方策についてアドバイスを行う場を紹介することや就労スペース内部の整備方法についてガイドラインを示すことなどで支援を行うとともに、各事業者団体にこれらの取組を要望していくことも重要である。
- 施設整備に当たっては、就労者の就労リズムや身体状況に配慮した休憩室などの整備スペースの用意、作業内容や勤務時間などの就労プログラムの工夫、通勤の移動支援や駐車スペースの確保など、高齢者や障害者に限らず、すべての人に対して共通かつ継続した就労ができる環境づくりを進めることが重要である。東京都は整備方法をガイドラインで示すなど、事業者を支援することが求められる。

3 安全、安心に暮らせる地域社会の体制整備

(1) 日常における事故やけがなどの防止策

- 都市整備局では、平成 19 年 5 月に「公開空地等のみどりづくり指針」を定めている。この指針では、公開空地のみどりづくりにあたって安全な空間の創出に配慮することが大切な視点と指摘している。そのために、みどりの空間の明るさや見通しの確保、交通安全上や防犯上の死角の排除、工作物の形状によって生じる危険の排除などを行うことを求めている。
- 建築物や設備などが原因で事故が起きてしまう状況があることについて、その内容や対応策についての情報を収集し、事例集などで関係者に情報提供するなどの取組を通して、事故などの防止にあたる必要がある。また、地域の中で起こる事件や事故を未然に防ぐ住民の活動を促す必要がある。
- こうした取組は、福祉のまちづくりに関わる施策だけではなく、警察や保健・医療、教育などの様々な領域に関わることであり、また、住民組織や福祉、交通安全等に関わる地域組織、PTA など、多くの住民の参加を必要とするものであること

から、東京都は、これらの関係領域と連携して進める必要がある。

(2) 災害への備え

災害に備えた取組

- 災害時要援護者の所在の把握のためには、個人情報の保護に配慮しながらも、行政として日常的に情報の把握に努めるとともに、町会、自治会などの地域住民や民生・児童委員などの福祉関係者も自主的に取り組むことが望まれる。
- また、発災時に医療面や福祉面で必要となる支援内容や自助、共助、公助の役割分担、関係機関相互の役割分担、避難経路の確立など、一人ひとりに合わせた避難計画の作成が必要である。
- 災害発生直後の時間帯には、災害の状況や避難情報、救援物資の状況などの災害情報が正確、迅速に伝わらない恐れもあることから、携帯電話、メール等の情報提供手段について、普段からの準備が必要である。

災害発生直後の支援

- 大地震の発生で生き埋めになっている人やけが人の救出が迅速に行われる必要があり、区市町村が、民生・児童委員や自治会、自主防災組織等との連携のもとに、あらかじめ備えておいた災害時要援護者の名簿に基づいて避難所への誘導や安否の確認などができるような体制を整えておく必要がある。
- 災害が発生し、長時間、がれきなどの重いものにはさまれた状態から救出されたことで、クラッシュ・シンドローム（挫滅症候群）^{*8}を発症することもある。この場合、現場での応急措置や救助後の早い段階での処置が重要である。近くにいる人は応急措置を施すことができる医療隊を要請することや、搬送時に、圧迫されていた時間、部位などを医師等に伝えるなど、災害発生時には、住民の相互支援が重要である。

^{*8}:家屋の倒壊などにより長時間身体が圧迫され、比較的広範囲の筋肉組織が損傷を受けた結果、急性腎不全及び多臓器不全などを引き起こす病態をいう。（平成 18 年 3 月改訂版「災害時における透析医療活動マニュアル」東京都福祉保健局発行）

災害発生後の生活支援

- 避難所では、そこでの生活が長引くと、食事等の生活支援、トイレなどの設備、情報提供など、障害の有無に関わらず、様々な面で問題が生じやすい。特に、高齢者や障害者にとっては、十分ではない施設環境や設備の中で、移動、情報入手や身の回りの多くのことで、より不自由を感じた生活を強いられることになり、心身の健康などに影響を及ぼす。
- 避難所を設置する区市町村は、避難所のバリアフリー化に加え、日頃のコミュニティの強化や情報伝達方法の確立など、災害時要援護者に配慮した避難所の運営についてマニュアルを策定することなどが必要となる。その際には、高齢者や障害者を一般のマニュアルと区別するのではなく、全体の中に記載することが求められる。東京都は「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」を策定しているが、こうした取組をさらに推進することで、区市町村を支援していく必要がある。
- また、復興に向けた段階では、在宅生活に戻る人や仮設住宅に移り住む人が孤立した生活を送ることがないように、声かけなどの見守りシステムを構築する必要がある。

4 すべての人が東京の魅力を楽しめるまちづくりの推進

（１）わかりやすく、入手しやすい情報システム

わかりやすい情報の提供

- 情報は、わかりやすい内容で、容易に入手できることが必要である。例えばまちの中を移動するときの案内表示や車いす使用者やオストメイトが利用できるトイレの情報を、事前に、また現地で十分に入手できる情報システムの整備が必要である。
- 高齢者や障害者を含めたすべての人が快適に移動やまち歩きができる環境づくりを進めるには、国内外からの観光客や外国人がまちの中を自由に行動できるまちづくりも視野に入れる必要がある。そのためには、適切な誘導が行えるように、わかりやすい案内表示やガイドマップなどの必要な情報を入手できる仕組み、

それらも多言語での表記、ふりがな、ピクトグラム(*⁹)などを組み合わせるなどのわかりやすさを考える必要がある。東京都はこうした取組のガイドラインを示し、観光産業に関わる事業者や施設整備を行う事業者、都民などに周知していく必要がある。

- さらには、ユニバーサルデザインを推奨する視点から、映画やテレビなどの字幕の普及、ユビキタス技術の活用など、情報技術の研究、開発を関係機関へ働きかけていくことも重要である。

情報面で困難を抱える人への支援

- 情報は、わかりやすさの追求とともに、必要な情報が十分に手に入らない人に対する取組が必要である。高齢者や障害者を含めたすべての人にとって、社会に参加し、活動する中で自己実現を図るには、情報が必要である。また、行政情報などの重要な情報は、日常生活における情報不足や入手困難といった状況が、その人の生活に大きな支障をもたらすことになる場合がある。
- 日常生活だけではなく、地震などの災害時には、だれもが十分な情報を、より早く正確に得ることはむずかしいが、とりわけ聴覚障害者や視覚障害者など、情報の入手に支障がある人にとっては、場合によっては災害の発生自体を認識することができないこともあり、避難が遅れることも心配される。また、避難所で必要な情報が理解できないなど、状況によっては生命に関わることになりかねない。
- このような状況は、日本語を理解できない外国人にとっても同様である。在住外国人であるか東京都を訪れた外国人であるかを問わず、日本語も英語も理解しない外国人の場合、十分な情報入手ができないために、日常の生活で不便を感じるだけでなく、地域社会とのコミュニケーションがうまくいかず、摩擦を生じるという状況も起きている。
- 地域の中で自立して暮らし、自由、快適に行動できるまちづくりを進めていくには、情報バリアを有する人、情報を得にくい状況にある人への情報提供の取組を展開する必要がある。東京都は、ガイドラインを示し、支援していくことが必要である。

*⁹: ピクトグラム：不特定多数の人々に対して情報を伝えるためにデザインされた図記号（絵文字）。

(2) 交通機関の利用の円滑化と移動支援システム

- 既存の交通機関についても、なお利用の制限、不便を感じていることが都民の苦情や意見を通じて指摘されている。利用者が円滑に交通機関を利用できるよう、交通事業者は施設や車両等の整備に加え、研修等で従業員による利用者への対応能力の向上を進める取組についても検討していく必要がある。
- 普段の生活の中で日常の用事を済ませようとする場合や社会的な活動を行おうとする場合、地域の中を円滑に移動できるためのシステムが必要である。東京都は、区市町村が地域特性に応じてこうした移動支援システムを検討、構築及び実施するにあたって必要な支援を行うことにより、都民の日常生活の利便性を高め、社会参加を促進していくことが大切である。

(3) すべての人が楽しめる文化施設等の整備促進

- 東京を訪れる外国人や国内からの観光客が増えている。また、東京のまちを楽しむのは都外からの来訪者だけではなく、都民も、休みの日には、文化財、街並みや新たな観光スポットを散策することが大きな楽しみである。
- 観光施設や文化財が多い東京において、国内外の観光客はもちろん、車いす使用者や視覚障害者等も、すべての人がこれらの施設に足を運び、鑑賞、利用できるようにするには、観光情報が容易に入手できることやそこまでの交通アクセスが整備されていること、建築物等に存在する段差等のバリアが解消されることが必要となる。また、視覚障害者や知的障害者も楽しみ、理解できるような展示・解説の方法等も工夫される必要がある。
- 特に、文化財については、平成 13 年に建設局が検討した「東京都文化財庭園におけるバリアフリーのあり方」を参考に、文化財指定の趣旨を踏まえ、周囲にいる人が手を貸す意識改革をはじめとして、補助具やスロープ等の仮設的施設の使用から施設改修を進めるといった段階的な検討を行う必要がある。東京都は、こうした、文化財としての価値の保存とバリアフリー化との両立について配慮した取組が求められる。

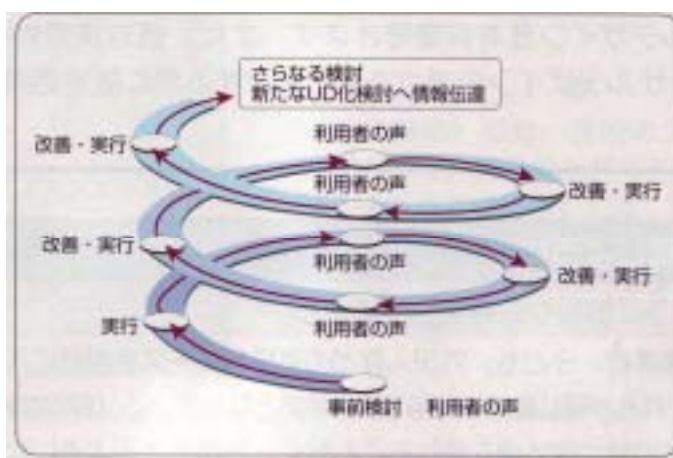
第4章 福祉のまちづくりを進めるための基盤づくり

1 福祉のまちづくりを効果的に進める仕組みの確立

(1) スパイラルアップの仕組みづくり

- 東京都がユニバーサルデザインの考え方に立って福祉のまちづくりを進めていくためには、施策や事業について評価をし、次の施策をレベルアップさせていく必要がある。
- そのためには、プロセス（過程）を重視し、計画の策定から実行までの各段階に利用者の声を反映し、利用者が参加のもとで検証を行い、その結果に基づいて新たな施策を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」の仕組みが重要である。

- スパイラルアップの仕組み（イメージ図） -



- 東京都は平成 18 年 1 月に作成した「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン」において、建築物の整備に際し都民がユニバーサルデザインの視点で評価するための基準をわかりやすく示した。
- また、平成 19 年 3 月に策定した「都立建築物のユニバーサルデザインガイドライン」では、施設整備を行う事業者が、設計等の計画段階から整備を行っている実施段階、整備終了後の利用段階などにおいて、施設を利用する都民の意見を取り入れ、その評価を反映する仕組みを示している。

- 今後はこうした取組をさらに進めていくことが重要であるが、課題となってくるのは、利用する都民の多様なニーズをいかに調整し、反映させていくかである。東京都は都民の参加を得ながら整備を進める方法について、ガイドラインの作成や人材を派遣するなど、区市町村、事業者を支援していく必要がある。
- また、既に整備された施設について、バリアがあり利用できないという状況がある場合には、都民が事業者や行政に情報提供を行い、改善につなげる取組を行っていく必要がある。
- さらに個々の施設整備に対する都民の意見、評価結果や改善要望などの情報が事業者や都民に提供される必要がある。こうした情報を収集、管理し、事業者や区市町村に提供する仕組みを東京都は検討する必要がある。

(2) 都民の参画意識の醸成とアドバイザーの派遣

- 今後の福祉のまちづくりを進める上では、都民の声を聴き施策や事業に反映させていくことが必要だが、参加する都民も広い視野を持ち、自らのニーズだけではなく、例えば他の障害種別のニーズも踏まえて意見を言えることが重要である。
- 都民は、まち歩き点検を行うなど、住民組織やグループ活動を通して見えてくる課題を生活者の視点から明らかにし、東京都や区市町村、事業者と協働しながら改善に向けて取り組むことが重要であり、その自主的な取組が福祉のまちづくりを一層進めることになる。
- また、ボランティア活動や高齢者や障害者等との地域交流なども地域に住む人の相互理解を深めることに繋がる重要な取組である。
- こうした都民や地域社会の自主的な取組を発展させていくためには、住民組織やグループ活動、ボランティアや NPO 等の諸活動を、社会福祉協議会がより一層支援し、都民の参画意識を醸成していくことが必要である。
- そのほか、都民の多様なニーズや事業者の立場双方を理解し、アドバイスできる人材も必要である。住民の意見を踏まえながら施設整備を行おうとする事業者にアドバイスをできる人材を派遣し、活用させる仕組みがあれば、事業者の取組を促進することになるが、こうした人材を区市町村、あるいは事業者が身近で得ることはむずかしい。東京都はこうした人材の育成や派遣などの仕組みを検討することが必

要である。

(3) 事業者の自主的な取組を促す奨励策の強化

- 福祉のまちづくりにおける施設のバリアフリー化は、整備基準を示すことでのみ進められるものではない。施設整備を行う事業者や店舗等の経営者などが、自主的にバリアフリー化を進めていくことも重要である。
- 東京都福祉のまちづくり条例では、施設整備において整備基準をすべて満たした場合、事業者からの申請により適合証を交付している。今後、小規模建築物や既存建築物のバリアフリー化を促進する場合、現在の整備基準をすべて満たして整備することは難しく、事業者にはバリアフリー化を行う意思があっても適合証を得るための基準まで整備しきれないこともある。
- 小規模建築物や既存建築物のバリアフリー化を促進するためにも、このように整備を行う事業者が適合に近づく努力をしてバリアフリー化に取り組むことを奨励する仕組みを検討するとともに、東京都が平成 14 年度から実施している福祉のまちづくり功労者に対する表彰制度などによって普及啓発を一層強化する必要がある。

2 高齢者や障害者等を含めた人々の多様性への理解促進

(1) 高齢者や障害者等への理解促進

- 高齢者や障害者等が地域の中で移動や社会参加する場合、目的の場所がわからず困っている状況を目にすることがある。また、視覚障害者誘導用ブロック上に自転車や看板が置かれることで視覚障害者の歩行が妨げられたり、障害者用駐車スペースに障害者等の特別の配慮を要しない人が駐車することにより、障害者が利用できなくなったりするという状況も珍しくない。バリアフリー化した施設も万能ではなく、利用する場面やその人の状況によって、課題が生じることもある。
- 福祉のまちづくりを進める上で、こうした課題への対応として、高齢者や障害者を含めた人々の多様性について理解を促進する必要がある。そのためには障害者が社会参加や地域で活動するにあたり、置かれている環境や周囲の人々の社会的な態度が、大きな影響を与えるとした国際生活機能分類（ICF）(*10)の考え方を参考に

*10 国際生活機能分類（ICF）:8 ページ参照

し、都民が障害者とともに地域社会で暮らすことを当然のことと考えるとともに、事業者にも、障害者が利用しやすいサービスを提供するための取組を促進することが求められる。

- また、子ども連れや妊娠中の人が出するにも、階段の上り下りに苦労したり混んだ車内でのベビーカーなど、周囲の理解や手助けを得られず、不安を感じている。こうした点からも、あらゆる多様性について都民の理解を深め、車いすやベビーカーの介助、道案内、障害物の除去など、地域あるいは駅や店舗等において、一人ひとりが率先して実行できるように、都民の理解を高めていくことが必要である。
- 東京都は、事業者、都民の理解促進を図るため、学校教育の中で高齢者や障害者等との相互理解につながる体験学習などのカリキュラムを一層推進することやシンポジウム等の開催を契機として、地域の中でともに生活していくことを支援する必要がある。
- また、事業者が行う従業員への研修や区市町村が地域で行う講習等で活用するプログラムについて、ガイドラインの作成や講師の派遣、先駆的に取り組んでいる事業者の事例の紹介など、取組を支援していくことが重要である。

(2) 外国人をはじめとする、すべての訪問者への対応

- 外国人においては言語の違いも大きな課題であるが、まず文化や生活習慣についても理解を深め、コミュニケーションを円滑にすることが外国人の社会参加の促進につながる。
- これは、東京を訪れる観光客においても同様であり、旅先で出会う人々との交流を通じて、その地域に対する印象や理解を深め、再び訪れたい地域として魅力を感じるようになる。そのためには、まちの中の看板やレストランでのメニューなどを多言語により案内表示することや観光ボランティアを育成することなど、事業者や都民が旅行者を温かく受け入れるための実践的な取組を広く普及させていくことも重要である。

3 東京都、区市町村、事業者、都民の責務と役割

(1) 東京都の責務

- 東京都は、区市町村、事業者、都民との参加と協力のもとに、広域的な観点から福祉のまちづくりを一体的に推進していく役割がある。
- そのためには、福祉をはじめ建築物、公共交通施設、公園、道路、路外駐車場などの整備に関わる都庁内部の各部局や学校教育、住民活動に関わる部局などが連携して取り組むことが重要であり、各部局の施策や事業において、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを推進していく必要がある。
- 今後策定される福祉のまちづくり推進計画を効果的に進めていくためには、進行管理や結果についての評価を行い、次の施策に反映するなど総合的かつ計画的に施策を推進していくことが大切であり、そのための推進体制の充実も重要である。
- また、福祉のまちづくりを進めるための望ましい考え方について検討し、ガイドライン等にまとめ提示するなど、区市町村、事業者、都民を支援していくことも必要である。

(2) 事業者の責務

- 事業者は、まず自身が所有・管理する施設や物品及び提供するサービスなどについて、国、東京都、区市町村の定める法令や条例、ガイドラインの趣旨を十分に踏まえ、自ら取り組んでいくことが求められている。
- 特に、整備基準を定めていない店舗等の内部や就労スペース内部については、今後はすべての人が利用できるような整備に努める必要がある。その他にも、従業員に対し介助や接遇について研修を実施し、人材育成等を行うなど、事業者として取組が求められている。
- また、施設整備を行う場合は、法令や条例で定める整備基準に沿って進めていくことも重要であるが、施設を主に利用する都民の意見を、計画の段階だけでなく、整備中、整備後の各過程で取り入れていくことが必要である。

(3) 都民及び地域社会の役割

- 高齢者や障害者を含めたすべての人にとっての福祉のまちづくりを進めるには、都民が人々の多様性への理解を深めることが重要である。また、地域社会全体が理解し、受容する姿勢をもつことも地域社会の役割として重要なことである。
- 福祉マップづくりやまちの点検活動、まちづくり計画への参加など、地域の住民や住民組織が自主的に活動に加わることも、福祉のまちづくりの主体的な取組として行っていく必要がある。
- 高齢者や障害者を含めたすべての人にとって暮らしやすく、訪れやすい福祉のまちづくりを進めることへの理解を深め、それを進める取組に自ら参加することが都民及び地域社会の役割である。

(4) 区市町村の責務

- 東京都は、都全体の広域にわたる福祉のまちづくりの方向性を提示する責務を有するが、その上で地域に密着した取組を区市町村が進めることが重要である。施設整備における個々の事業者への指導や助言、さらに住民参加による生活者の視点の反映など、区市町村の協力や独自の取組がなくては福祉のまちづくりの実現は困難である。
- 福祉のまちづくりを進める際、都民の参加を得ながら地域生活に密着した整備を進めることが求められている中では、なおさら区市町村の役割は大きい。
- また、都民が自立した生活を送るためのサービスや地域の中で円滑に移動するための交通、移動支援のシステムなどを一体的に整備していく役割についても、区市町村が中心となって果たさなければならない領域である。
- 東京都は、福祉のまちづくりを進めるモデル地区等への補助を行うなど、区市町村の施策を支援していくことが重要である。

(5) 東京都、区市町村、事業者、都民の連携と協働

- 福祉のまちづくりは、東京都や区市町村、事業者などの主体が連携し、また、多

くの領域の取組が協働して行われることにより進展するものである。また、福祉のまちづくりに関わる事業や施設整備過程への都民の参加も、生活者の視点を取り入れながら進める上で重要になってきている。

- こうしたことから、東京都福祉のまちづくり条例では、東京都、区市町村、事業者、都民が相互に連携、協働し、福祉のまちづくりに取り組むことがより明確にされる必要があり、東京都は、それを形にする仕組みづくりを検討する必要がある。

第5章 東京都福祉のまちづくり条例改正の方向性

- 東京都における建築物のバリアフリー化は、バリアフリー新法の委任条例である建築物バリアフリー条例と自治体の自主条例である東京都福祉のまちづくり条例による整備の二本立てで行われていることにより、施設整備を行う事業者や区市町村の届出窓口の担当者からは両条例の関係性がわかりづらいとの課題が指摘されている。
- こうした課題を踏まえ、バリアフリー化を促進するにあたっては、バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例により行われることが基本的方向であることを念頭におきながら、今後、東京都福祉のまちづくり条例が果たすべき役割や方向性を明らかにする必要がある。
- また、今後の福祉のまちづくりは、より広い視点からその対象の拡大を図るとともに、幅広い取組を進めることが求められてきている。そのためには、第3章及び第4章で示した、これからの福祉のまちづくりに求められる施策や福祉のまちづくりを推進するための基盤づくりが重要となる。
- これらを実現するため第5章では、福祉のまちづくりの新たなステージに向け、東京都福祉のまちづくり条例の基本的考え方や役割を示すとともに、条例改正に向けて今後検討すべき課題を整理した。

1 福祉のまちづくりの基本的考え方

～すべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくり～

- これまでの福祉のまちづくりは、高齢者や障害者等の自立と社会参加を促進するため、施設、物品及びサービスを円滑に利用できるようにすることを目的に進めてきた。
- 今後の福祉のまちづくりは、これまでの取組をさらに前進させ、憲法に規定された国民の権利や障害を理由とする差別を禁じている障害者基本法の理念、国連が採択した障害者の権利に関する条約の理念などを引くまでもなく、高齢者や障害者を含めたすべての人が差別されずに、自らの意思と力で暮らし、社会参加することができ、自己実現を図ることを権利として保障していく取組として、進めていく必要がある。
- また、能力の違い、年齢や置かれた状況などに関わらず、すべての人が安全、安心、快適に行動できる地域社会づくりに向けた取組として進めることが求められることから、高齢者や障害者だけではなく、子どもや外国人、妊娠中の人やけがをした人など、対象を拡大し、取組を充実させていくことも重要である。

- さらに、施設のバリアフリー化や移動の支援などの取組を今後より一層進めるとともに、日常の事故防止や災害などの安全対策、観光、文化面など、視野を広げた取組が重要である。
- こうしたことから、一人ひとりの個性やニーズを尊重し、改善を積み重ねることにより、すべての人にとって暮らしやすい環境をつくっていかうとするユニバーサルデザインの考え方^(*11)を基本に、すべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めていく必要がある。

2 福祉のまちづくりの今後の役割

(1) 小規模建築物、既存建築物等のバリアフリー化の推進

- 今後、東京都福祉のまちづくり条例においては、都民が日常生活の中でバリアフリー化の進展と利便性を実感できるよう、バリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例が整備対象としていない生活者に身近なまちの中の小規模建築物や既存建築物ならびに店舗等施設内部のバリアフリー化の取組を充実させていくことが必要である。

(2) 地域における住民参加等による福祉のまちづくりの推進

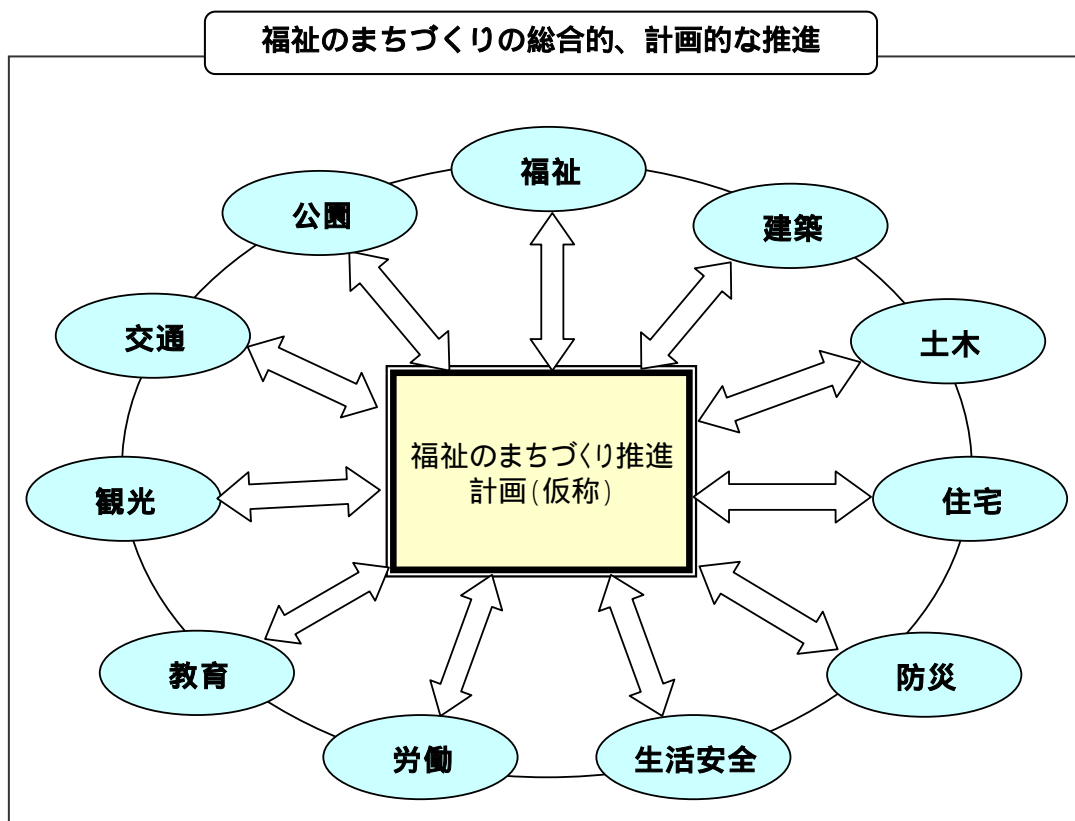
- これまでの東京都福祉のまちづくり条例でも、事業者や都民の責務として福祉のまちづくりの施策に協力することを求めているが、今後の福祉のまちづくりを進める上では、施設を管理する事業者や都民へのバリアフリーに対する理解促進を図り、施設整備と一体的に進めていくことを重点としていく必要がある。
- また、地域住民や地域組織、NPO 等の自主的な活動を、福祉のまちづくりを進めるための重要な取組として推進していくことが必要である。

(3) 福祉のまちづくりの総合的、計画的な推進

- これまで述べてきたように、福祉のまちづくりを進める上で関係してくる領域は広範であり、東京都は全庁的に推進していくことが求められている。そのためには、福祉のまちづくりを、高齢者や障害者を対象としたバリアフリー化のための特別な施策としてとらえるのではなく、あらゆる施策の中に当然の視点として組み込んでいくことが重要である。たとえば、福祉、住宅、防災、観光、交通、公園、生活安全、労働、教育、建築、土木などの各施策の推進に向けて策定する

^{*11}: 第5期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申「福祉のまちづくりの新たな展開～ユニバーサルデザインの推進～中間のまとめ」を参照。

計画は、福祉のまちづくりの推進に向けて策定する計画と、相互に連携して策定される必要がある。



- そのためにも、今後、東京都福祉のまちづくり条例は、推進計画などの策定過程をとおして、関係する広範な領域をつなげ、福祉のまちづくりを今まで以上に総合的かつ計画的に進めていく役割を担う必要がある。

3 条例改正に向けた今後の検討課題

- ユニバーサルデザインの考え方にもみられるように、この取組はすべての人を対象としたものとして広がりを持ってきている。また、何より福祉のまちづくりは配慮を要する人への限定的な取組ではなく、すべての人の社会参加の実現に向けた権利の視点から取り組まれるべきものであることから、条例の名称やその主旨を反映した定義が検討される必要がある。
- 東京都福祉のまちづくり条例とバリアフリー新法及び建築物バリアフリー条例との関係が、施設整備を行う事業者や区市町村の担当者から課題として指摘されている。このため、東京都福祉のまちづくり条例の今後の役割を踏まえて整理するとともに、実効性のある施設整備方策を早急に検討する必要がある。

- 事業者や都民が地域の中で行う自主的な活動が、今後の福祉のまちづくりにとって重要となることから、東京都、区市町村がその活動を推進するための施策等を視野に入れながら、条例の中で規定していく内容を検討する必要がある。
- 今後、福祉のまちづくりを効果的に進めていくためには、東京都福祉のまちづくり条例の定期的な見直し及び推進計画の策定や施策の実施過程で、都民の声を反映させ、評価を行い、継続的改善を図るスパイラルアップの仕組みを用いることが望ましく、具体的な評価対象や評価方法について、今後検討する必要がある。

お わ り に

東京都における福祉のまちづくりは、施設のバリアフリー化をはじめとする既存事業の推進やユニバーサルデザインという新たな考え方に立った東京都、区市町村、事業者、都民及び地域社会の協働の取組により一定の成果を上げてきた。

しかし、時代の流れによる多様なニーズの変化やバリアフリー新法をはじめとした法体制の整備等より、これからの福祉のまちづくりは新たな役割が求められることとなってきた。

今回示した東京都福祉のまちづくり条例の今後の方向性である「すべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくり」を構築していくためには、新たな視点もさることながら、今までも課題にあげられながら取組が十分進んでいない小規模建築物、既存建築物等のバリアフリー化や住民の参加等を進め、地域での暮らしやすさが実感できるまちづくりを一層推進する必要がある。

東京都が目指す「10年後の東京」の実現に向け、これまでの施策について評価・検証等を行いながら、東京都福祉のまちづくり条例の改正に向けて総力をあげて取り組むよう要請する。